

## 令和7年第10回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月24日（金） 開会 午後 3時00分

2. 開催場所 入間市農村環境改善センター 洋室会議室（大）、（小）

3. 出席委員（12人）

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 萩野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員（0人）

5. 早退委員（0人）

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 11番 野村雅紀 1番 小澤正幸

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第4号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 三木康行 豊泉 隆

岩田 浩 田中 黙 宇津木保男

齋藤 黙 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 畫間 拓哉

副主幹 浅川 英雄

9. その他の出席者

なし

## 10. 会議の概要

### ○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第10回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、豊泉推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

### ○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、11番 野村雅紀委員、1番 小澤正幸委員、以上2名を指名いたします。

### ○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号につきましては、8番 中村勝雄委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

### ○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第1号1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

10月20日に、的場推進委員と一緒に申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、木蓮寺地区の農地は茶どころ通り北側の農地、南峯地区の農地は圈央道南側にある農地です。

譲受人は、地区内にて製茶業を行っている基幹農家です。

申請地の南峯地区の農地には野菜畠として里芋等が栽培され、それ以外の農地にはお茶を栽培されています。取得後も同様に使うとの事でした。親族内での申請であり、所有農地の耕作状況や農機具所有状況などから耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

10月20日、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、渡人の農業後継者として、農地の贈与を受けるための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、議案書のとおりとなります。

申請地の耕作状況は、これまで茶畠・野菜畠として利用していましたが、取得後も茶畠・野菜畠として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

のことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案第1号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

10月19日に、的場推進委員とは別に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、圏央道側道沿いにある農地です。

譲受人は、地区内にて兼業で営む農家です。

申請地は野菜畠として利用しておりますが、取得後は果樹（ブルーベリー）の栽培をするとの事でした。

現在の耕作状況については、多少除草されていないところもありますが、農機具所有状況などから耕作することには支障ないと思われます。ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

上原委員とは別々になりましたが、現地は確認しております。委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

上原委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、議案書のとおりとなります。

申請地の耕作状況は、これまで畠として利用されておりましたが、取得後は果樹畠として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

のことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。議案第1号の3番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

10月18日に、申請地の状況確認と、譲受人から現地での聞き取りを行いました。

申請地は、案内図のとおり、東金子地区体育館西側にある農地です。

申請者は、北側に居住し長年親族の農地を耕作していた方です。今まで親族が所有する農地を、了解を得て耕作しておりましたが、農地を所有する親族と相談のうえ今回の申請に至ったものです。

申請地は現在、野菜畠と一部植木が植えられ管理されておりますが、買受後は野菜畠並びに果樹を栽培する計画との事でした。また新たに農地を取得するにあたり、経緯理由書や営農計画書、使用農機具等の写真なども示されております。

現在の農地の状況や各種説明資料などから、耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

10月21日、久保田委員とは別々に現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、受人が農業を新たに行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

久保田委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、議案書のとおりとなります。

申請地の耕作状況は、これまで野菜畠でしたが取得後も野菜畠等として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたとお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

10月17日に、大室推進委員とは別に申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおりであり、県道299号線北側にある農地です。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。申請地周辺に農地は無く、近隣に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

10月18日に、宮岡委員とは別に現地を確認しました。宮岡委員の説明とおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、店舗を営んでいる者が現在利用している駐車場が手狭となり、新たに店舗用駐車場を確保するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地に該当いたします。第3種農地につきましては立地基準がなく、一般基準を満たせば許可が可能となります。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

のことから、当該許可申請は許可しえる状況です。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案により、使用貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

なお、議事参与の制限の規定により、8番 中村勝雄委員は、当該事案の審議終了まで退席願います。

(中村委員 退席)

はじめに、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件(令和7年10月分)に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、議案の概要を申し上げます。

別紙1の令和7年度第7回農用地利用集積等促進計画(案)をご覧ください。

1番から4番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畠として利用予定です。貸借期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年となります。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画(案)が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

はじめに、1番を議題といたしますが、1番から3番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、1番から3番を一括議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番(清水昇君)

3番、清水です。

10月19日に、二本木地区にある3筆の農地の状況を、宇津木推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内や瑞穂町で耕作する野菜農家です。

今回の申請地について野菜畠として耕作されておりますが、引き続き野菜畠として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

10月18日に、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障はないと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、4番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第3号4番についてご説明申し上げます。

10月18日に、宮寺地区にある1筆の農地の状況を、田中推進委員と別々に確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、東京都瑞穂町に程近い農地で、周辺も農地が広がっている区域となります。現在は、トラクターできれいに耕うんされ、適正に管理されておりました。

また、使用貸借権の設定を受ける者は、宮寺地区を中心に茶栽培と露地栽培を耕作する認定農業者です。

今般の権利の設定を行う土地につきましては、令和7年12月1日から使用貸借権を設定し、普通畠として利用することとしております。

また、借受人が耕作する他の農地におきましても、できれいに管理され、必要な農機具も所有しておりますことから、今後耕作していくことに問題はないと思われます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

10月20日、荻野委員とは別々に現地の確認をしてまいりました。

荻野委員の説明のとおり、支障はないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、1番から4番までの件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいいたします。

(ありません。の声)

それでは、農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

ここで、中村勝雄委員の退席を解除いたします。

(中村委員 着席)

次に、議案第4号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

この議案については、はじめに、摘要欄に記載されている市から協議依頼があった内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、1番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。

議案第4号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について。

土地所有者、廃止に係る土地の表示、生産緑地地区番号、摘要については、配付議案書のとおりです。

本案件の記載農地について、相続人より市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和7年9月27日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、並びに平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通達により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し、農業委員会に意

見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、1点目、「市内農地の減少について」、2点目、「周辺農地に与える影響について」の2点になります。

この2点の内容について支障がないか、審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

次に、担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第4号の1番についてご説明を申し上げます。

10月19日に、齋藤推進委員とは別々になりましたが、申請地の状況などを確認してまいりました。

申請地周辺は、市街化が進んでいる場所であり、宅地と農地が混在した区域となっています。申請地は草がやや繁茂している状況でした。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われます。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢地区推進委員の齋藤です。

10月22日、現地を確認しました。

清水委員の説明のとおり、やむを得ないかと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願  
いいたします。

(ありません。の声)

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、協議依頼があった「市内農地の減少について」と「周辺農地に与え  
る影響について」は「支障なし」と回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議依頼の回答として、「支障なし」とすることに決定  
いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第5条第1項第6号の規定による  
農地転用届出については7件、相続税の納税猶予に関する適格者証明については1件、そ  
れぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程  
第5条により報告第1号、第2号、第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後3時25分